

【参考 1】

非常通信協議会とは、地震、台風、津波などの自然災害や火災、爆発事故などの非常事態が発生した時に、人命の救助や災害の救援などを目的に行われる極めて重点な通信である非常通信の円滑な運用を図るために、昭和26年に設立された団体であり、総務省を中心として、国、都道府県、市町村、電力、放送事業者、電気通信事業者、新聞社等防災に関係の深い機関により構成されています。

非常通信協議会は、中央非常通信協議会（会長：総務省総合通信基盤局長）及び全国11ブロックの地方非常通信協議会によって組織されています。九州地方非常通信協議会（会長：九州総合通信局長）は、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 の7県を区域として、55団体で構成しています。

具体的な活動としては、非常時に備えた非常通信計画の作成や、市町村等を対象とした非常通信訓練、また、非常通信体制の総点検を行っており、いざという時に、円滑な通信が行えるよう活動しています。